

DX 人材育成講座業務仕様書

1. 業務名

DX 人材育成講座業務

2. 業務の場所

大山町地内

3. 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日

4. 業務目的

本町は、社会・個人のニーズに応じた学習機会の提供を通じ、地域課題の解決につながる住民主体の地域づくりと、心豊かな暮らしにつながる社会教育を推進する中で、生涯学習を通じた大人の学び直しの充実により、時代が求めるスキルを向上・取得し、町内に暮らしながら魅力的な仕事ができる人材の育成（リカレント教育の推進）を重要な施策の一つと位置づけている。

本事業は、多くの企業が時代の変革に対応するため DX を推進し、最新のデジタル技術の習得による業務効率化を働く人に求めている現状を鑑み、その求めに対応する人材育成を目的として、プログラミングやデジタルツール等に関するアウトプットスキルを習得する住民向け講座を行う。

5. 本業務の目標

講座の参加定員は 50 名とし、講座満足度 90%以上、スキルの習得 90%以上を目標とする。

なお、最少催行人数は 20 名とする。

6. 業務内容

大山町の住民もしくは町内で勤務する方を対象に、社会の急激な変化に対応する人生 100 年時代の大人の学び直しの機会として、多様な人材のスキル習得およびキャリア形成支援のための講座を行う。

- (1) 2 日間以上のオンラインもしくは対面講座とする。開催日、実施場所については、社会教育課と協議のうえ決定する。
- (2) 50 名を数回に分けて、1 人あたり 2 日間以上の講座とすることは可とする。
- (3) 講座の参加定員は 50 名とする。なお、最少催行人数は 20 名とし、申込者が 19 名以下の場合には中止とする。中止の場合の委託金額の支払額については、既実施分等を考慮し、双方協議のうえ、決定することとする。
- (4) 講座を受け、実際に受講者が作成した成果物を添削するフィードバックを 1 回行う。
- (5) プログラミングやデジタル表現技術の基礎から、最新の動向や知識まで学べる講座とすること。

- (6) 講座実施にあたり、必要となるスペックが一般的な家庭用パソコン等では対応困難な場合、円滑な受講のため、希望者にのみ機器のレンタル提供を行うこと。
- (7) 受講者が参加しやすい環境づくりのため、講座の映像を利用したサポート（受講者向けアーカイブ配信など）を行うこと。
- (8) カリキュラム・シラバスが事前に準備され、受講者に提供されること。
- (9) 実施にあたっては、3回程度の社会教育課との打ち合わせを行う。打ち合わせ日程や場所、方法については、双方協議のうえ決定するものとする。

7. 業務完了時の提出書類

- (1) 実績報告書 3部
- (2) 業務完了届 1部
- (3) (1)、その他資料を含んだ CD-R 等 1枚
- (4) その他町長が必要と認める書類

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

ア 本業務により新たに発生した著作権は、本町に帰属するものとし、本町は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本町は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できるものとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。